

令和5年度宮崎県障害者施策推進協議会  
議 事 概 要

1 日 時

令和5年10月23日（月）13：30～16：00

2 場 所

県庁防災庁舎5階 防51・52号室

3 出席者

横山会長、黒須委員、重黒木委員、松田委員、堀田委員、八木委員、近藤委員、井島委員、蓑毛委員、入木委員、高瀬委員、時任委員、押川委員（代理：荒川理事）【計13名】

4 議 事

- (1) 宮崎県障がい者計画の推進状況について
- (2) 宮崎県障がい者計画の改定について
- (3) 宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）の改定について
- (4) 宮崎県発達障がい者支援計画の改定について
- (5) その他

5 議事概要

- (1) 宮崎県障がい者計画の推進状況について

委 員	資料1-3「成果目標に係る進捗状況」について、精神障がい者の入院後の退院率の実績が2020年度から2022年度まで出ていないのはなぜか。
事務局	御指摘の箇所については、国が公表している本県分の数値をもとに2019年度分まで掲載していたが、当該年度以降、国から数値の公表が止まっているため、掲載できていない状況である。国からの公表があり次第、掲載させていただく予定である。
委 員	宮崎県独自で調査するのではなく、国任せとなるのか。
事務局	国が様々な数値を用いて推計によって算出している数値になるため、県レベルでの推計が難しい状況である。
委 員	精神障がいの方が、民間のアパートを借りるために苦勞され、県営・市営住宅に入るのも難しいというお話をされていた。障がいをお持ちの方が、県営・市営住宅を優先的に借りることはできないのか。

事務局	所得等の要件を満たしていない場合は難しいが、障がい者の方については、優先入居対象として、抽選の際に優遇され、当選率が高くなる運用をしている。
-----	--

(2) 宮崎県障がい者計画の改定について

委員	新たな視点として「障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」を設けていただき、そこに「障がいに加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれる場合がある」と記載がある。知的障がい者が高齢期を迎えて通常の高齢者施設に入居された場合、知的障がいに対する支援と認知症に対する支援というのは全く違うものとしてとらえていただきたいので、高齢者施設の職員向けの研修の機会があると現場では助かると聞いたことがある。県として何らかの対応は可能か。
事務局	そういったお声も伺っているので、検討させていただく。
委員	素案の概要版の「5. 主な成果目標」における「(3) 教育・育成」の「小学校の通常の学級における個別の教育支援計画の作成率」という項目において、現状で92.5%とあるが、実際、どういった方たちが母数となっているのか。
事務局	母数に関しては、各学校において支援が必要な児童ということで、先生たちが見立てた児童となっており、その中で支援が必要な児童に個別の教育支援計画等を作成した割合となっている。
委員	就学相談を受けた方でも対象になっていない方が割といると感じるので、今後、その辺りもしっかり周知してほしい。
委員	1つ目として、素案の概要版の「3. 総論《施策の基本方針》」で、「(1) 必要な支援を受けながら自ら決定に基づき、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、自己実現ができる機会の確保」とあるが、自己決定をするためには、情報を確保する必要がある。「4. 各論」の中の「(3) 意思疎通や情報の取得・利用のための手段について選択できる機会の確保」では、障がい者自身の通訳者等の支援による情報の確保、スマートフォンなどを使ってICTを活用した情報の確保、県内施設のバリアフリー情報の取得が掲載されているが、例えば、企業や団体で、盲ろう者や聴覚障がい者の人たちが理解できるような情報提供をするためには、どういう方法がよいのかわからないというところが多いと思うので、そういう企業や団体に対しての啓発や支援などを含めて検討をお願いしたい。  2つ目として、「5. 主な成果目標」における「(3) 教育・育成」に「特別支援学校高等部卒業生の一般就労率」が掲載されているが、もちろん、一般の会社に入ることも大事だが、大学への進学など高等教育を受けたいという人もいると思う。その時に、必要な情報支援がないとか、どこに相談に行けばいいかわからない、そういった例がある。そういうところにも情報をきちんと提供

	<p>して進めていただき、障がい児が自分で選択できる環境を整えることが大切だと思う。</p> <p>3つ目として、資料の2-2「第5次障がい者計画(素案)」の40ページに「(6)難聴児への対応」が記載されているが、補聴器を付けて声を出して話せる難聴者だけではなく、手話を言語とするお父さんやお母さんに育てられた「ろう」のこどもたちもいる。そういうこどもたちは、手話で学ぶことができる環境をきちんと整備してほしい。また、現状と課題において、難聴児とその家族への早期支援に向けて適切な情報・支援の提供が必要と記載されているが、その中には、人工内耳を装着している子や通常の学級で勉強している子もいるので、手話も含め、いろいろな情報をきちんと平等に提供し、お父さんやお母さんに自分たちで選択できるという環境を整えていただきたい。</p>
事務局	<p>まず1つ目の情報に関して、主な取組として手話通訳など当事者の側にプラスアルファをもたらすような取組を掲載しているが、一方で、情報を出す側が障がい者の方にどんなふうに情報を届けたらよいのかということで困っている現状も考えられる。来年4月には、障害者差別解消法改正に伴い、事業者の方々にも合理的配慮の提供が義務化されることもあるので、その啓発とともに事業所の方々の困りごと等を踏まえながら、どんな取組ができるのかを考えてまいりたい。</p> <p>次に、一般就労に加えて、大学進学を希望する生徒への支援について、現状としては、県内に2校ある聴覚支援学校がセンター的機能を有しており、在籍する生徒以外でも教育相談を実施し、情報の提供等を行うとともに、通級指導教室での指導、支援も行っているところである。ただ、それで十分であるかという点はまだまだ推進していく必要があると考えられる。センター的機能のある聴覚支援学校とつながっていくためにも、早期の段階で支援のルートに乗せて、療育につなげたいというところがあり、理解・啓発、関係機関との連携は更に充実をさせていきたい。</p> <p>また、手話で学べる環境については、現状としては、専門的な教育を受けて赴任し、指導に当たっている教員もおり、また、赴任後は、日々、手話の研修など専門性の研鑽を積んでいるところであるが、すぐには難しいところがある。ただ、学校支援アドバイザーの取組などを通じて専門性の向上は努力をしているところである。委員の御意見の共通するテーマとして、当事者、保護者が公正に情報を得て、自分で判断・決定できる情報保障という観点も含め、施策に生かしていきたい。</p> <p>なお、福祉・療育の面として、難聴児の支援に関しては、計画に新たに盛り込むところになっており、本県ではなかなか難聴児の支援が行き届いていない状況にあるので、難聴を抱えるこどもたちをどのような早期の支援に結び付</p>

	<p>け、どのようなコミュニケーションを身に付けて成長していくのか、ということのひとつひとつ考えながら支援できる体制を今後築いていきたい。</p>
委員	<p>聴覚特別支援学校の教員についてのお話があったが、先生の皆様は真面目に一生懸命に頑張っていたいただいているものの、制度上仕方ないと思うが、職場の異動があるため、ある程度手話を覚えて知識を身に付けたところで異動となってしまう。手話を言語とする専門的な力を持っている人が必要であり、専門的な先生方が全部いなくなるような状態ではなく、ある程度計画的な異動をお願いしたい。普通の学校に難聴のこどもたちがいた場合には、そこで上手く結び付けるなど、そういう方法なども工夫していただくことで人材を生かしていただきたい。</p>
委員	<p>素案26ページの「精神障がい者施策の充実」において、施策の方向性に「入院中の精神障がい者の早期退院や地域移行を推進するため、受け皿となる地域資源の活用・連携を図るとともに、居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援、自立生活援助の提供体制の整備を行い、精神障がい者の地域生活への移行を図ります。」とある。この地域移行の問題は、日本の精神保健福祉の中で特に大きな課題となっており、宮崎県は先進的に進んでいる方ではないと思うので、参考にしている国の数値が不明であるなら、県が進んで調査しないと現状はわからない状況にある。目標値がこうだから自立生活援助の予算はどうかとか、そういうところを見ていただきたいが、どのような考えでこの施策の方向性を実現しようと計画しているのか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>現状の数値がわからないままに施策を推進していくことは非常に難しいため、地域移行支援協議会、医療福祉、保健の関係機関による協議会を設定している。その中で、地域移行の現状について、先生方の御意見も伺いながら、例えば、今年度は医療機関へのアンケート調査を実施することで、地域移行がどの程度進んでいるかなどの具体的な取組状況を確認し、今後の対策について検討を行っている。また、目標値に関していえば、国の指針で全国の上位10%の都道府県の数字を目標として設定することになっており、具体的に数値が定められているため、県独自の目標値を定めるのは難しいところであるが、今後、県レベルで進捗状況を把握するためには、どのような調査をすればいいのかということも協議会を通じて検討しながら進めていきたい。</p>
委員	<p>素案の中に「福祉」という言葉がほとんどないというのが気になった。各論の中で第4節は「保健・医療」と福祉は入っておらず、「生活・環境」、「福祉を支える人づくり」、「雇用・就業」というところで福祉は関わってくるかと思うが、もう少し福祉という節を作ることもできないかと思った。</p> <p>また、素案86ページの施策の方向性に「(1) 障がい福祉事業等に従事する職員等の養成・確保」と記載があり、ホームヘルパー、点訳奉仕員などいろ</p>

	<p>いろな職員が入っているが、精神保健福祉士も入れてほしいと思う。</p>
事務局	<p>検討させていただきたい。</p>
委員	<p>重症心身障がい児（者）と医療的ケア児の現状は、38ページの記載のとおり、厳しい状況の中で在宅支援サービスを受けながら生活している。呼吸器を付けたら極端に利用できるサービス事業所が減るといわれており、県立こども療育センターでも呼吸器が付くと利用できなくなる。医療的ケアの必要な方々が安心してショートステイ等を利用できるような事業所が増えるためには、やはり単価だと思う。問題点はしっかりこのページで把握されているので、これらを踏まえて誰でも安心して生活できる障害福祉サービスの充実を図っていただきたい。また、県北では医療的ケア児を受け入れる施設がなかなかない。民間にばかりではなく、県立病院が率先して受入れをしていただきたい。</p> <p>もう1点は、こども療育センターについて、陰圧室、隔離病棟ができてきているものの、機能を発揮できていないように感じている。人員不足のためなかなか担当が付けられないということであったが、コロナ禍で、お母さんがコロナに罹った場合、40度の熱が出て夜中まで吸引したりなど大変な思いで介護されたケースもあるので、早めに隔離をしていただけたらと思う。また、こども療育センターは、障がい児療育の拠点施設として入所・通所による療育を実施しているが、保育士がなかなか定着しない。保育士の定着には、やはり正職でなければならないと思う。</p>
事務局	<p>医療的ケア児の支援については、県内で事業所が少なく、特に県北の地域は少なくて延岡に1床しかないところを交代で利用いただいているという現状は当方でも把握している。喫緊の課題として捉えており、改善に努めてまいりたい。</p> <p>また、こども療育センターの運営についても、陰圧室の稼働や保育士の定着などへの御意見をいただいたので、今の状況等を確認させていただき、改善に努めてまいりたい。</p>
委員	<p>自閉スペクトラム症について、現れ方が様々でなかなか障がいを理解してもらうことが難しい。県にも御協力いただき毎年講演会を開催して理解・周知に向けて様々な活動に取り組んでいる。障害者差別解消法が施行され、合理的配慮という言葉が聞き慣れてはきたが、学校や職場ではまだまだ合理的配慮ということが受けられていない方がいる。理解・啓発活動というのは、地道に行っていくしかないと思っており、これからも協力をお願いしたい。</p> <p>また、「強度行動障がい」という障がいで、とても苦しい思いをされている御家族の方がいる。預かっていただける事業所もあまりなく、御家族がずっと面倒を見ているという方もいるので、そういったことも知っていただきたい。</p>

事務局	<p>自閉スペクトラム症など発達障がいに関しては、「発達障がい者支援計画」の中で盛り込んでおり、そういった方々が暮らしやすいように障がいの理解促進を引き続き進めてまいりたい。</p> <p>また、強度行動障がいに関しても、県が事業者を指定して研修をしていただいているところであり、引き続き取り組んでまいりたい。</p>
委員	<p>療育手帳について、知的障がいを抱えている子のお母さんから、前年度までは知的障がいの方が目立っていたので療育手帳を取得することができたが、次の申請では発達障がいの方が強く出たので療育手帳を取得することができなかったという話があった。一度取得できたものができなくなる理由や緩和措置などあれば教えていただきたい。</p> <p>次に、素案の概要の「教育・育成」の欄において、新設で小学校の教育支援計画については掲載があるが、中学校では教育支援計画はなされないのだろうか。中学校に入った時にも連携を取っていただきたいと思う。</p>
事務局	<p>療育手帳に関しては、知的障がいを持っている方の手帳で、その知的障がいの度合いによって交付されるものになっており、発達障がいとの兼ね合いは個別のケースによるが、発達障がいの方には支援の手が行き届きにくいという現状もあるため、療育手帳が受けられなくても発達障がいできちんと支援が受けられるような支援にも取り組んでいく。</p> <p>また、個別の教育支援計画については、概要版にはそこまで記載はしていないが、中学校でも作成することになっている。現状としては、中学校が89.1%となっており、こちらも先ほど申し上げたとおり、学校で支援の必要がある子たちに対して、どれだけ作成しているかという割合になる。支援がつながっていくことが非常に重要であり、支援が必要な子たちが支援を受けられないことで二次的な障がいや不適応になるといった現状があるため、支援がつながるように啓発してまいりたい。</p>
委員	<p>連携というのは大事にしていきたい。義務教育が終わって高校に進学する時、高校も学校によって違ってくると思うが、そういう措置を取られている学校が少ない。高校に進学できたものの、適応できなくて通信制に変えたという話をたくさん聞く。別に選択は間違っていないと思うが、そういう配慮が必要な子ども向けに県立高校でも対応があると助かると思う。今、頑張っている私立の学校もたくさんあるので、そういうところを選んでいく親もいっぱいいるが、県立学校ではどうしてもそういう場はないと判断してしまうため、お話しさせていただいた。</p>
事務局	<p>高校での特別支援教育の充実も非常に重要と考えており、高校を主管課としていないものの、高校での支援が進むように、今いろんな施策に取り組んでいるところである。高校で特別支援学級のような形はとれていないが、今、16</p>

	<p>校に17教室、特別支援学校の通級による指導を受けられる体制も整えており、それをもとに支援がつながるような体制を広げていく体制整備の研究をしているところである。</p> <p>また、高校の先生方にも、小中学校から引き継いだ個別の教育支援計画は、非常に大切であるということで、支援がつながるような体制を整えていただくとともに、高校段階で困難さ等が出てくる場合もあるため、そうした場合は個別の教育支援計画等を作成しながら、必要な支援がつながって、そして高校を卒業した後もそれがつながっていくように体制を整えていただいているところである。</p>
委員	<p>先ほどのことに関連して、児童相談所で療育手帳の判定をすると、ぎりぎり通った人、ぎりぎり通らなかった人というのがある。本来であれば、元々生まれつきの神経心理学的な部分で診断をつけるので、そんなに大きく変わることはないが、ただ軽度の人だとそういったことがあり得る。手帳はどうしても数字で出るものなので、教育でできる部分を充実させていただけるとありがたい。就学相談委員会や就学相談に関して、あまり記載がないので、そこも含めて意識していただければありがたいと思う。</p>
事務局	御検討させていただきたい。

(3) 宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）の改定について

委員	<p>資料3-1の12ページにある数値目標の「就労移行支援利用終了者に占める一般就労移行者の割合」の部分について、この場合の「一般就労」というのは、A型は含まれないということによろしいか。</p>
事務局	含まないものである。
委員	<p>同じく「就労定着率が7割以上」に関して、この就労定着率がどの部分でカウントするのかについて、資料3-2の50ページをみると、「42月以上」とあり、3.5年というのがひとつの目安になるかと思うが、この就労定着率というのは就職後どのくらいの期間のところでカウントされるものなのか。</p>
事務局	<p>お見込みのとおり、素案の50ページに記載している「過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者」の割合ということになる。</p>
委員	<p>資料3-1の16ページの「第7期計画等（素案）」の目標値について、回数が「184回」や「100回」と書いてあるが、これは年間で「184回」という意味なのか。</p>
事務局	<p>こちらの数字については、26市町村への聞き取りを中間報告として集計したものを載せており、現在、市町村のヒアリングでこの数字が年間なのか月間なのかなどのすり合わせをしているため、冒頭、御説明時に申し上げたとお</p>

	り、ここの数字が変わる可能性も含め、確認中である。
委員	資料3-1の13ページにある「(5) 障がい児支援の提供体制の整備等」の「①国の基本指針」に「県において、令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。」とあるが、どういう役割を持つのか、具体的に説明をいただきたい。
事務局	こちらについては、今後整備していく予定であるが、主に難聴児とその家族等を中心とした早期支援というところで、難聴児とその家族への適切な情報提供をする場を担う機関を整備していきたいと考えている。

(4) 宮崎県発達障がい者支援計画の改定について

質疑応答なし

(5) その他

委員	資料2-3のアンケートについて、対象者が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などがあるが、在宅の方か、それともグループホームを利用されている方か、病院に入院されている方かで、ニーズの現れ方が違ってくると思うが、どうなのか確認したい。
事務局	対象者に関して、身体障がい者、知的障がい者については、手帳を所持されている方を対象としたランダム抽出にて発送しており、施設に入所している方や在宅の方などが混在しているため、切り分けは今回の調査では行っていない。精神障がい者についても、手帳の有効期間が2年間であることなどを考慮し、精神病院に御協力いただきながら、通院の方や入院の方を対象として、こちらもランダムに行っている。
委員	そこはもったいないと感じた。今、自宅にいるのか、グループホームなのか、病院なのか、そういう人たちのニーズを振り分けてみるとまた違う見方ができると思う。また、7ページにある「これからの暮らし方として、あなたが望むのは次のうちどれですか。」というところで、1「家族と同居」から7「その他」まで聞いており、全体では「家族と同居」の割合が最も高くなっているとあるが、これもどこに住んでいるのかで回答も変わってくるのではないかと思った。それから、「家族と同居」を選択される方はおおよそ年収が低いために家族と同居を望むなど、自分はできれば一人暮らししたいが、家族と同居でなければ年金だけでは食べていけない、というデータもあるので、その辺りも深く結果を見ていく必要があると考える。「家族と同居」が多いから施設はもういらないと捉えるのではなくて、経済的な自立の支援や就労支援の場がないから、「家族と同居」になってしまう。その辺りをどう捉えるか、ということが次に必要になる。



事務局	<p>今回のアンケートについては、資料2-3の1ページの調査概要のとおり、平成30年度に実施した障がい者アンケート調査との比較検討も視野に入れ、あまり項目はいじらずにこれまで5年ごとに実施をしてきた。社会情勢もいろいろと変わってきているため、これまでの質問をそのまま踏襲するのではなく、次の5年後にはなるものの、当協議会を含めて、当事者団体なども巻き込みながら、こういったアンケートであれば具体的なニーズが拾えるのかというのは改めて設定し直してもよいものとする。今回については、前例を踏襲したアンケートではあるが、次回のアンケートでは検討させていただきたい。</p>
委員	<p>障がい者の中でも特に手話を言語とするろう者には、アンケートが届いても読み切れないと思うので、回答したいという気持ちを持つのはなかなか難しいと思う。障がい者計画も含めて、きちんと周知していただき、根本的なところから見直しを求める方法があるという情報を出して行ってほしい。</p>
事務局	<p>5年に1回の計画改定の中で、5年前との比較検討ということであまりいじらずに今回は実施したところであるが、回答率もほぼ横ばいということで、これをいかに上げて、いかに当事者の声を多く深く拾っていくのか、という点が次の課題と感じたところである。またいろいろな工夫をしていく中で、我々だけでは視野が広がり切らない部分もあるため、皆様方から広く御意見を伺いながら次に向けて取り組んでまいりたい。</p>
委員	<p>アンケートに関して、「その他」という欄での回答が重症心身障がい児(者)が多いと思う。この調査で、当事者が困っていることなどが書かれていたと思うので、「その他」にどういう意見が出ていたのか、というのも気になる。機会があれば、御紹介いただきたい。</p>
事務局	<p>今回の資料では量が多過ぎるため掲載はできていないが、何かの形で皆様に御提示、又は県民の方々に公開させていただきたいと考えている。</p>